平成２９年（フ）第５１２号
静岡市葵区銭座町110番地の２
債務者　齋藤　涼子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０４号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺2149番地３
債務者　池原　太一
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月14日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１３４５号
東京都八王子市散田町３丁目27番10号ハイツアゼリア101号
債務者　吉田　　彩
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２２２８号
横浜市青葉区千草台43番地10　シャルムホワイトＡ―201
債務者　中江　誠也
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８２号
横浜市港北区小机町1558　小机フラワーハイツ204、住民票上の住所横浜市旭区白根６丁目８番32号
債務者　藤田　　亨
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６８４号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目２番９―14号
債務者　中野　和子
成年後見人　植松　育子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６９４号
横浜市瀬谷区阿久和南２丁目18番地９
債務者　野呂　秀俊
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７１７号
横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ201、住民票上の住所横浜市瀬谷区相沢４丁目10番地１　クボタハイツ101
債務者　越智　雅美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７３４号
横浜市緑区十日市場町912番地４　コーポユタカＤ　101号
債務者　平岡　喜八
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７８６号
横浜市緑区北八朔町1641番地８　谷津田原ハイツ５棟101号
債務者　米田みよ子
成年後見人　水谷　紀子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９５号
横浜市鶴見区市場下町11番37―333号
債務者　仲尾　　進
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８０４号
横浜市西区久保町12―９　Ｋ129―102号室、住民票上の住所横浜市旭区上白根町891番地西ひかりが丘団地20街区７棟502号
債務者　石井　愛美
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８１３号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目11番９号　木村荘１号203
債務者　安江　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８２号
静岡県袋井市愛野3016番地　永島借家　東棟、前住所静岡県袋井市田町１丁目８番地の７市営田町団地Ｂ棟31号室
債務者　西尾　弘二
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係